

## 令和7年度 第2回北区総合教育会議 議事録

日時：令和8年1月7日 10時30分～11時46分

場所：滝野川分庁舎2階 教育委員会室

### ◇次 第

#### 1 開会

(1) 区長あいさつ

#### 2 会議事項

(1) 子どもの権利について

#### 3 その他

#### 4 閉 会

### ◆構成員（出席者）

やまだ加奈子区長

福田晴一教育長

宮川淳子教育委員

本間正江教育委員

川染誉教育委員

長谷川勝久教育委員

高橋勇市教育委員

### ◆事務局

藤野政策経営部長

栗生企画課長

水浦茂樹教育指導課長

倉林教育振興部長

松村教育振興部参事

高木子ども未来部長

古平子ども未来部参事

## 1. 開 会

### (藤野政策経営部長)

皆さま、おはようございます。時間になりましたので、ただいまから、令和7年度第2回北区総合教育会議を開会いたします。本日進行を務めさせていただきます政策経営部長の藤野です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは始めに、やまだ区長よりご挨拶申し上げます。

### (やまだ区長)

皆さま、おはようございます。本日は年始のお忙しい中、北区総合教育会議にご出席いただきありがとうございます。また、各先生方におかれましては子どもたちの教育行政をはじめ、様々な点でお力をいただいておりますことに心から感謝申し上げたいと思います。いつもありがとうございます。

そして、今日は高橋委員が委員就任後初めて総合教育会議にご出席されるということで、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の議題といたしましては、令和6年4月に施行された「子どもの権利と幸せに関する条例」についてこれまでの取り組み内容を所管課長から説明いただき、みなさまから専門的な意見をいただければと存じます。

令和6年度の条例施行から今までで5回ほど、子どもの権利委員会を開催しております。各学校での出張講座につきましても、計8校で実施されています。

資料にもございますが、権利擁護委員の先生方に対する相談についても件数が出てきています。時間が経てばさらに相談も増えてくるのではないかと期待も感じております。

これまでの取り組みについて、皆さまと意見を交わしながら、どのようなかたちで進めていくことが必要なのかお話しできたらと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

### ※ 事務局から配布資料の確認

## 2. 会議事項

### (藤野政策経営部長)

それではこれより、会議事項に入ります。

本日の議事は1件です。次第の「2 報告事項・議題」にございますとおり、

「(1) 子どもの権利について」を所管課長である古平子ども未来部参事からご説明させていただきます。では、議事進行も併せて、古平参事をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

### **(古平子ども未来部参事)**

おはようございます。ご紹介いただきましたが、子ども未来課長をしております子ども未来部参事の古平と申します。本日はご説明させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

条例の現状と課題について、これまでの取り組み内容も含めてご説明させていただきます。

最初に条例について、簡単におさらいをいたします。

本条例は令和6年4月1日から施行しております。条例にある「幸せ」ですが、“Happy”ではなく“Well-being”、「よく生きる」という意味で、条例の名称に子どもたちの意見を採用した稀な例となっています。

また条例では前文を置いていて、こちら子どもたちの考えや意見を採用しました。条例作成の過程から、子どもたちの意見を採用している条例となっています。

そして「3つの基本理念」のもと、「11の大切な権利」を規定しています。「3つの基本理念」とは、「子どもの最善の利益」「だれ一人取り残さない」「地域全体で子どもを育む」のことで、「11の大切な権利」については後ほどご覧いただきます。

また、区長のご挨拶でもご紹介があったとおり、子どもの権利委員会の設置をいたしました。子どもの権利擁護委員についても委嘱を行い、子どもの権利相談窓口についても開設をいたしました。いずれも後ほど触れさせていただきます。

それでは昨年度から今年度にかけての取り組みについて、説明させていただきます。

始めに、学校での出前講座の取り組みです。条例が施行された令和6年度ですが、既に学校行事が決まっているなかでスケジュールリングが難しかったところですが、まず3校で実施。私立の小学校にもご協力をいただきました。令和7年度では5校。年度途中ではございますが、スケジュールの関係で学校とも調整がつかず、現状ではこの校数となっております。

併せて、地域での出前講座や研修会等について。子どもだけでなく大人についても理解してもらいたい、理解すべきという思いもございまして、子ども食堂や乳幼児対象の児童館まつり、また、子どもと関わるということで青少年地区協議会などやPTA連合会、スクールコーディネーターの研修会を活用して実施しています。大学の公開講座も実施していただきましたので、そこでもPRをしたところですが、

このほか、資料に「人権の木」というものがあります。これは十条富士見中学校の校長先生が先頭に立って、子どもの権利についての思いを書いてもらう授業を行ったということで展示をしております。

続いて、子どもの権利委員会です。

令和6年10月に設置をしました。北区の子どもの権利に関する取り組みや施策を評価・検証することを目的とした審議会で、学識経験者を筆頭に地域で子どもに関わる方、また、小中学校長の代表などで構成されています。公募委員ですが、

1名は大人でもなく子どもでもない「子ども若者枠」から採用しました。

これが一番画期的ではあるのですが、「子ども委員」ということで委嘱当時、中学生であった子どもたちに就任してもらいました。23区初の取り組みです。

これまでに5回開催しているということで、活発に活動ができているかと思えます。活動の内容として、子どもの権利についての課題検討や普及啓発動画の作成、区長の提言やアンケートの作成・実施をお示ししていますが、主体的に活動しております。

続いて、子どもの権利委員会から区長への提言ということで、令和7年8月に「子どもの権利の普及啓発の充実策」についてということで、特に子ども委員が主体となって意見を出してもらい、区長へ提言をしてもらったところがございます。当日は、区長への提言ではございますが、区立の中学生ということもあって教育長にも同席していただいております。意見交換をお互いにしながら、どんな提言内容か一緒にお話いたしました。

具体的な提言の内容ですが、北区ニュースの積極的な活用やショート動画の展開、区民まつりなど地域全体へ広がる場所でのPR。また、子どもから子どもに伝える場、これはなかなか大人視点ではなかったのですが、例えば中学生が小学生のところへ赴き出前授業を行ったり、生徒会長会で周知啓発を行ったりす

るなど、大人からよりはそこまで身構えなくとも済むというのが中学生からの視点でした。非常に参考になるものだと思います。

この提言を受けて、区長からできるかぎりの予算を配分するよとの言葉もあり、そういったことから相応の予算要求をしているところです。

この提言を受けてすぐに取り組もう、子どもたちの思いをできるだけ実現しようということで、時間は限られてはありましたが、まず区民まつりでブースを出しました。2日間のうち1日だけではありませんでしたが、「子どもの権利の木」というものを作成して、子どもたちの素直で素朴な思いをふせんに書いて「木」に貼ってもらったり、既に作成しているハンドブックを配布したりしたところです。子ども委員にも参加してもらい、積極的に活動してもらいました。

広く普及させるといことでは、中央図書館とのコラボ事業として、10月・11月に先ほどの「子どもの権利の木」やこれまでの取り組みについて展示を行ったり、子どもの権利に関する本にどんなものがあるか興味関心をもってもらうことも含めて関連図書の紹介をしたり、子どもの権利に関するボードゲームを体験してもらってできるだけ楽しく堅苦しくなく広めていくなどの取り組みをしたところです。

ここからは、権利を守るための取り組みについてご紹介してまいります。

子どもの権利擁護委員について、2名の弁護士の方へ委嘱をいたしました。権利擁護委員は権利の保障ということで相談を受けていただき、必要な助言や支援も行っていていただく。権利侵害が著しいため救済をするという場合には、関係者に対して要請ができる。要望ではありません。そういった規定を設けています。要請に至る案件は今のところございませんが、そういったようなかたちで権利擁護委員の体制を整えています。

続いて、子どもの権利相談窓口について開設いたしました。本来であれば、権利擁護委員の方が電話を取っていただいて相談を聞いていただけることが望ましいのかもしれませんが、委員の方の本業もございますので、こども未来課にて電話窓口を設置いたしました。まず、補助員が相談を受けます。そして、相談の内容を整理して権利擁護委員へお伝えをするという流れで運用いたします。あわせて、この流れですとどうしても夜間や休日に対応ができませんので、Webフォームを活用して相談を受け付けるということも行っております。現時点の相談件数は20件ということで、徐々に増えていくものかとは思いますが、先行す

る自治体の例から見ましても決して遜色のない数字ではあるかと思えます。

Web フォームからの相談内容として、私の思いを聞いてほしいという心情の吐露にとどまるものもございましたが、相談ということや権利擁護委員の方と直接お話をしたいということもあって、年間で5件ほど対応したものがございます。内容については個人のプライバシーにも関わる、守秘義務的なものがございいますので差し控えさせていただきます。様々な悩みや苦しみが相談内容となっております。

続いて、子どもの権利委員会で子ども委員たちも主体的に関わりながら実施いたしました「おしえて！みんなのこと」アンケートについてご紹介します。

区立小学校5年生と中学校2年生を対象として、学習用端末「きたコン」を使ってアンケートを実施しました。期間は多少の延長はございましたが、約1か月間です。回答率は小学5年生で49.0%、中学2年生で47.0%となっており、極めて高い回答率となりました。非常に参考となる結果でした。これからも継続して続けていきたいと考えています。

アンケートにつきましては、別紙にて小学5年生と中学2年生の結果をまとめております。概要について紹介させていただきます。

まず「子どもの権利」という言葉について、小中学生の9割程度は知っているということ。これは、最近いろいろな場所で取り上げられ始めたからだと思えます。一方で、北区の条例についてはなかなか認知がされていない。4割程度ということで、ひとつ大きな課題であると考えています。北区の条例のなかでも「11の大切な権利」ということで具体的な権利や項目が示されておりますので、条例を知ってもらうということは普及啓発のなかでも大事なポイントとなってくるのではないかと考えています。

条例を知ったきっかけについてですが、中学生は「学校の先生の話」に集中しています。一方で、小学生は、親きょうだいから聞いた、北区ニュースを読んだ、動画を見た等分かれています。特に北区ニュース。これは絶対数として、中学生より小学生のほうが多いんです。北区ニュースを小学生もきちんと目を通しているということで、広報の価値といいますか、今後ツールとしての使い方を色々考えていかなければいけないということを考えています。

周知というところで、どこであれば周知が図れるのかを尋ねたところ、小中学生ともに「学校の授業」が大切だと挙げています。一方で中学生はSNSなども

有効だと回答していますが、世代的なものであると思います。いずれにしろ、学校の授業が大切であろうという回答がアンケートで集まったところです。

続きまして、11の大切な権利について特にどれが大事だということ、上下があるわけではないですが、あえて子どもの意見を聞いてみたところ、「自分の意見が大切にされる」「年齢・性別・障害などで差別されない」「毎日、安全・安心に暮らせる」が比較的多く回答されています。一方で、11の大切な権利について、毎日の生活の中でどのくらい大切にされていると感じるか、5点満点で尋ねる項目で、「暴力を受けないこと」「差別をされないこと」について1点や2点の子どもが結構いるんですね。これが気になるなと思っているところです。

また、「悩みを相談できる」「一人ひとりに応じた学びの環境がある」というところについても否定的な回答がほかの項目に比べやや多いところかなと思っています。

「自分の意見や考えを大切にしてもらえている」という項目でも、家庭や学校では大事にもらえていると感じる子どもがいる一方で、中学生だと地域が割合低い。これは否定的に捉えているというよりかは、関わりが薄いのではないかと考えています。どういう仮説が立つかは検討してまいりたいと思います。

続いて「大人が子どもの声や意見をきくときに大切にしてほしいことはなんですか？」というの、最後までちゃんと聞く、頭ごなしに否定しないということ子どもたちは大事にしてほしいと考えています。

小中学生がほっとできる居場所や時間というのは、大体は家ですとか友達かが回答としては多く、小学生ではリビングが多い一方で、中学生では自分の部屋が多いということで特性が出ているかと思われます。また、中学生では放課後や部活動についてもほっとできる居場所や時間と捉えていることもひとつポイントであると考えています。

「困っていること、悩んでいること」について言えば、中学生は「進路・勉強」があるのですが、小中学生で「いじめ」や「暴力」が一定程度、絶対数としてあるということが気にしているところでもあります。

次は「悩みを相談できる人はいますか」という項目ですが、小中学生ともに「いない」「わからない」、相談しづらいという子どもが3割程度いるということが気になるところです。「相談できる人」として、家族や友達、学校の先生があがっているところですが、小学生では「地域の人」が一定数いる。これは地域とのつ

ながりが大事にできていることかと思っています。中学生はSNSが一定数いて、これも世代の違いだと考えています。

権利擁護委員ですが、小中学生とも5割くらいが全く知らない。なかなかPRが足りていない状況だと我々も反省をしているところです。さらに、2割から3割の子どもは「相談したいと思わない」と回答していて、課題であると捉えています。やはり、秘密を守ってほしいとか話をたくさん聞いてほしい、構えず相談したいという回答が多いです。

最後に、将来に関する質問は小中学生ともに前向きな回答が多かったです。ほっとする一方で、そうでない子もいるということは気にしないといけないと考えています。

次に、区の取り組みについて紹介させていただきます。庁内でも子どもの意見を聞こうという動きは広がってきていて、今までほとんどなかった土木系でも積極的に子どもの意見を聞き始めました。大きな第一歩であると思っています。なかなか土木系の説明というのは難しいと思うのですが、相当工夫をしていただきながら取り組んでいただいています。

続いて、YouTubeを使った動画の取り組みについてです。こういった取り組みの工夫を庁内で共有することで、できるだけわかりやすく、親しみやすくしていく。資料の中で例として挙げているのは「北区立中学校部活動地域連携推進計画（案）」の紹介動画です。

また、異なるアプローチでは、令和5年度から計3回実施する「国連を支える世界こども未来会議」です。テーマは「住み続けられる未来の北区」。SDGsの視点を含めて、子どもたちの意見を聞いてみようということで、例えばワークショップを開催して発表してもらおうという取り組みを行っております。直近ですと、ごみ問題に対する関心が非常に高かったです。大人であれば目線が高いのでごみに気づきにくいですが、子どもだとより目線が低いのでごみに目が行きやすいという違いがあるのかもしれませんが。

また、こちらは教育委員会による取り組みとなりますが「北区立学校生徒と教育委員による懇談会」がございました。テーマは参加者から募集するかたちをとりまして、それぞれ懇談をいたしました。

ここまでは意見を聞くという取り組みでしたが、ここからはフィードバックのご紹介となります。フィードバックについてはすでに始まっているところが

あります。ただ、計画などでは意見を聞いてあとにフィードバックということが難しいところではあります。子どもの施設ではすでにやり始めている施設が2例ありますのでご紹介したいと思います。

資料では16頁、左側の写真ですが学童クラブの意見BOXにあった意見に対する回答です。例えば「漫画のシリーズを全巻買ってほしい」という意見があれば、「買いました、読んでね」という回答もあれば、「おやつを食べたい」という意見があれば「学童クラブのルールでできません、ごめんなさい」として、できない理由も含めて回答をしています。「カードゲームがしたい」というのも「学校に持ってきてはいけないものは、持ってこられません」というように、説明をしてフィードバックしています。

同じページの右側の写真ですが、こちらは児童館の取り組みです。先の例と同じように要望は聞くのですが、ティーンズトークタイムといった時間を設けてみんなで決めていこうと動きを促すような取り組みを展開しています。

ここからは課題について大きく2つ、「普及啓発」と「意見聴取」についてお話しします。

普及啓発ですが、学校の授業における展開。子どもたちもそこが大事ではないかとアンケート結果でも出ているのですが、なかなか広がっていない現状があります。それから、中学生が小学生に伝える場についても、アイデアとしてはいいもののどういうふうに取り組んでいこうかということ。また、学校教育現場以外に対するアプローチです。いろいろな団体に対して私や権利擁護委員が出前講座をする、または北区ニュースなどを活用する。いろいろなところで活用できるツールが作成できないか。こういったことが課題だと捉えています。それから大人向けを含め社会教育の一環として展開していけないかということも同様に考えているところです。

意見聴取では、きたコンを活用したアンケートがだいぶ浸透したところではあるのですが、担当課として少し気にしているところもあります。計画等を作る時期では一斉にアンケートが出ます。そうすると、アンケートに答えれば答えるほど一種のアンケート疲れになってしまうのではないかと。回答にあたって雑になってしまい、もしくはそもそも回答しないということがありうるのではないかと。そこを問題と捉えているところです。また、世代別モニター事業以外の手法についても、北区では広聴担当部署で「小学生との区政を話し合う会」、「中学

生モニター」、「高校生モニター」を取り扱っています。ただ、世代別だけでいいのか。どうしても世代別で意見が分かれてしまう。

またフィードバックでは、子ども関係の施設では整いつつありますが、いわゆる役所っぽい部署では意見に対するフィードバックというのがなかなか難しい。やり方やタイミング、いつ始めるかを含めて検討していきます。

そうはいつでも学校の負担を減らそうというなかで、学校内の教員の負担増大につながるかというところが一つ。それから、アンケートのお知らせがあって意見を打ち込んでいく、答えることによってインセンティブを得る。フィードバックがあることで自己肯定感につながることもあるかと思います。それ以外でもインセンティブの視点は必要ではないかと考えているところです。

ここまでが説明なのですが、質問がございましたらお願いいたします。

### 3. 質疑応答

#### (高橋委員)

みなさん明けましておめでとうございます。高橋勇一です。

まずはじめに、私自身、この子どもの権利と幸せに関する条例について、実は資料をいただくまで知りませんでした。私の妻が北区ニュースのだいたいの文章を読み上げてくれているのですけれども、この件に関しては記憶にはないというのが現状です。北区の条例ということですから、当然条例違反というものが生じると思います。その場合の、条例違反を犯した場合の罰則なりペナルティみたいなものがあるのかどうか。そして、条例違反の具体的な例をいくつか教えていただけたらと思います。例えば、子どもが自分の意見を述べている時に、横から大人が「もうその話はそこで止めなさい。」と入ったりして、遮るような行為。これが条例違反に当たるのかどうか。そういった具体的な条例違反の例を教えていただけたら助かります。

そして、幸せに関するこの条例に対して、令和6年度にアンケートを実施したかどうかということを知りたいと思います。もし、昨年度アンケートを実施したのであれば、アンケートの質問項目が今年度実施したものと同じアンケート内容なのかということも知りたいです。昨年度と同じ内容のアンケートであれば、アンケートに答えた子どもたちが今は6年生です。来年、再来年には、その子どもたちは中学2年生になっています。そこでまたアンケートが実施

されれば、また同じような内容で答えてくれると思うので、小学5年生の時に答えた内容と中学2年生の時に答えた内容を比較して、どれだけこの条例が浸透したかどうかを比較できるのではないかと思います。これはお願いになるのですが、この先も条例が続く限りアンケートを実施してもらえたらいいのかなと思います。

あと、日本語があまりよく理解できない児童、特別支援学級の子もたちもこのアンケートに答えているのかどうかということをお教えいただけたらと思います。

そして、データ分析のうえで外れ値のような、例えば、回答項目のところを面倒くさいので全部にチェックを入れてしまう子どもが中にはいるのではないかと。そういったデータは、はじいて集計しているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

あと、アンケートの質問項目で、質問8です。「毎日、ほっとできると感じる居場所や自分だけのほっとできる時間はある？」について、「子ども食堂にいるとき」と答えた子どもの割合、どれくらいいるのかをお教えいただきたい。そして、これは地域によって違いがあるのかどうかもお教えいただきたいなと思います。滝野川地区、王子地区、赤羽地区でどうか。地区によってある程度違いがあるのかなと、私は北区に長年20年以上住んでいて感じております。そして、子どもの権利と幸せに関する条例の現状と課題というところの最後の考察で、「暴力を受けない」、「差別をされない」が一定数存在していると記載されておりますが、アンケートの先ほどの質問8で、「子ども食堂にいるとき」と答えた子どもとこちらに答えた子どもが、ある程度重複というか、因果関係というか、同一児童が回答しているのではないかと私は感じましたので、きたコンで振り分けみたいなのが現状ではできているのかどうかということもお教えいただけたらと思います。長くなりましたが、以上です。よろしくお願いいたします。

### **(古平参事)**

はい。高橋委員ありがとうございます。一つずつ回答していきます。

北区ニュースで聞いたことがなかったということですが、事実として言うと、令和6年4月1日号、まさに施行する年の4月1日号では、特集号を1面に掲載しています。それと秋口11月、子どもの権利月間の時にも子どもの権利という

ようなタイトルで記事を1面に掲載しています。伝わりがよくなかったのは申し訳なかったです。

条例違反、罰則、そういった違反の例ということですが、条例にもいろいろなタイプの条例があります。大半はそのルールですから、1つのルールがあって守ってもらえないと罰則というのが一般的に多いかと思えますけど、この条例はそういう趣旨の条例ではありません。自治体としての子どもの権利の進め方、尊重の仕方を外部に発信していく、広めていくという意味での条例ですので、特段罰則や違反したらというのは、この条例では設けておりません。これについては、全国にたくさんこのような条例が広まっておりますけれども、罰則を定めるような趣旨の条例ではないということです。

それから、アンケートに関してですが、まず、これは令和7年度が初めてのアンケートになります。令和6年度は、まだそこまで追いついてなかったもので、施行から1年間は普及啓発をやってみて、令和7年度にどれだけ条例が伝わったのかというところを調査してみようと今年度初めて実施した形になります。

先ほど高橋委員からいただきましたとおり、小5から中2に学年が上がっていくと、その後の経過も浸透具合もみられる、比較ができるんじゃないかと。まさに私どもが考えていることと同じでございます。このアンケートは、しばらく続けて追って行って、その経緯を調べたいと思っております。考え方として、小5で1回アンケートをやりました。そのあと例えば授業等で条例に接しました。それから外部的な要因で子供の権利の条例に接しました。中学2年になると、小学校5年生からの経年で3年経っておりますので、条例の浸透具合が上がっているであろうという予想は当然立ちます。もちろんそれが、飛躍的に上がるはずなんですけども、あまり上がってないとすると、大分課題があるということになりますので、これは続けていければと思っております。

それから、日本語がなかなか得意でない児童・生徒ですとか、特別支援学級の児童・生徒。これは、すみません。学校には一斉にアンケートをお願いしているので、特段そのような分析はしておりません。ですので、学校によって対応してくれているところと、していない学校とがあったのかなと思っております。

今、それは大変示唆に富んでいるご質問だと思っております。まさに、そういう児童・生徒の意見を聞くということが、これから大事になってくるのかなと思っております。この後多分、委員の皆さんからそういう話もいただけるかと思っております。

けど。そういう意味では、こういったところが課題ですよ。例えば、先ほどありました、ちょっとやり方わからなくて、面倒くさいから回答を入れちゃうとか。そういうところも含めて、どういうふうに意見を聞いて拾っていいのかというところが、今後大事になってくるのかなと思っております。

ちなみにこのアンケートは、区立の小中学校にお願いをして、回答率は大体半分ぐらいです。学校によって、割と5年生ほぼ全員が答えてくれるところと、ほぼ回答がない学校とがあり、この差が相当出ています。これはまた教育委員会とちょっと相談をしなければいけないと思っております。

それから、ほっとできる場所ですね。子ども食堂というところがありましたけれども、これもすみません。まだこのアンケート結果は簡易速報版なので、クロス集計をしておりません。これからクロス集計の結果も見なければというところ。これもありがたいヒントだなと思っております。

確かに、地区で子ども食堂が多いエリアとそうでないエリアがあるなど、カラーも違ってくると思うので、そこは分析していく必要あるかと思っております。「子ども食堂がほっとできる居場所」と答えた回答者が、中学生で2%、小学生で1%、あくまでも割合になりますけれども、が子ども食堂をほっとできる場所だと回答をしております。

それと、先ほどの暴力とか差別というのは一定数いて、その子どもと子ども食堂との因果関係についても合わせてですね、クロス集計のときに試みてみたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

### **(本間委員)**

本議題に関しては、委員会後の協議会などでも参事からは時折情報もいただいておりますので、子どもの権利並びにその条例については私どもも、ある程度の、高橋委員がまだ着任なさる前だったと思っておりますけれども、いただいておりますのでありがたく思っております。

また、本当にごくわずかですが、様子なども拝見させていただいて、そこに参加している子どもたちは非常に前向きに、様々なことをとらえていることがわかって心強く思っていることです。今日のこの会議を境にまた、それがさらに広がっていくといいなとは思っていますが、1点だけ質問させてください。

権利擁護委員の2名の弁護士の先生が関わってくださっていて、様々な出前

授業等もしてくださって、ありがたいと思っております。先ほど権利擁護委員としては、何か大きなことがあったときに、要請ができる、要望等ではなく要請ができるということでした。重い事例などですとやはり児相との繋がりが大事だと思うのですが、ご案内のとおり、北区独自の児相の方が様々なことで少し後になるということで、今、教育委員会の教育指導課等で把握している重い事例などでも、現在は東京都の児相との繋がりとということでやっていると思うのです。しかし、なかなか都の児相の方も多様な案件を抱えていてお忙しいようで、具体的にお伝えをしても先に進まない例もあるというようにも聞いています。そのあたり、権利擁護委員の方からお話いただくと、かなり要請としては強く、各関連機関に働きかけることができるというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

**(古平参事)**

はい。ありがとうございます。幸いにしてこういった事例はなかったのですが、仮にそういうことが起きた場合、要請というところですから、一定程度普通の区がやる以上の力を持って進めるようにしていければと考えているところです。実際に、これは権利擁護委員から聞いたのですが、要請というのは本当の最後の手段で、そこを使わずに、養護員が対話を通じて解決に導いていくと言っております。できるだけ要請は使わないということですが、仮にそういうことがあれば最後は当然、一定程度の、行政の力を持つのかなと、行政としての力を持つというふうに考えております。

**(本間委員)**

最後の手段ぐらい強いものだとして受けとめてよろしいですか。

**(古平参事)**

はい。その通りです。

**(福田教育長)**

第1期の権利委員の方々の任期は、今年度の8月末だと思います。そして、子どもたち10名(中学生8名、高校生2名)も8月31日で任期外なのででしょうか。もしそうなら、新年度早々我々も少しイメージしなくてはいけないなというので、子どもの権利委員の子どもたちも、8月末で変えるのでしょうかという質

問です。以上です。

**(古平参事)**

はい。ありがとうございます。一旦はそうなりますが、その前に今の中学生が、この後高校生になってからも続けてもらえるかどうか意見を聞いております。去年は、中学3年生3人のうち2人に残ってもらいました。そのあたりは、子どもの意思に任せつつ、あとはうまく継続できるようなやり方を考えていこうと思っております。

**(福田教育長)**

まさに子どもの意見表明の場である。はい、わかりました。ありがとうございます。

**(古平参事)**

条例第4条の中で子どもたちには、11の権利が保障されると定められており、絵でも書いてあります。お手元の資料にもあると思います。権利が保障されているというところになるんですけども、ではこれを逆に考えてですね、権利が保障されていない状態。先ほど高橋委員も、そういう違反の場合みたいなところだと思っんですけども、それはどんな状態なのか。それが北区の現状と比べて、どうだろうかというところを皆様に意見をお伺いできればと思います。いかがでしょうか。

**(川染委員)**

権利が保障されていない状態ということで、アンケート結果を見させていただくと、私が一番気になったのが、質問の10です。先ほどの高橋委員の発言と少し重なるところがあるのですが、「相談できる人いますか」という質問に対して、小学生も中学生も大体3割ぐらいの子どもが「いない」、「どちらともいえない」と回答しています。子どもたちって、成長の過程で悩むことが当然いっぱいあって、それはそれで必要なことだと思います。それを相談できる人がいないというのはちょっと。大事になる前に、簡単な悩みだったらいいのですが、大きな深い悩みだとやっぱり誰かに繋がって欲しいと思います。この「相談できる人がいない」というのは、安心できないということで、先ほどの権利の11個の中

の確かどこかに入っていると思うのです。やはりそういった状態にない子どもたちが3割ぐらいいる。子どもたちの数から考えると、例えば2万人いたら、それなりの数になって、これはちょっとほっとけないのかなと思っています。

気軽な相談だと普段一緒にいる人に、顔がよくわかる方に相談しやすい場合もあれば、逆に知り合いだと言にくい場合もたくさんあります。知り合いだと言にくい場合で相談員の方に繋がっているケースが現時点ではまだ少ないですけど、これは多分北区に限らず、全国どこも同じなのではないかと思います。

例えば、今だと生成A Iを使って、24時間相談に乗ってくれる、どんなことでも最後まで聞いてくれるといったツールを使うのも1つ手です。相談員の代わりにというわけではなくて、子どもの気持ちをまずは受けとめるという形でもいいので、そういった今の技術を使うのも1つあるのかなと思います。

結構、A Iだとプロンプトで入力するときに、自分が今何に悩んでいるのかを言葉や文字にして伝えることで、子どもは、自分の頭の中を整理し、一旦冷静になれると思います。色々なメリット、もちろんデメリットもあります。個人情報入れないとか、使い過ぎない、あまりA Iに頼りすぎないというのがありますが、とにかく、相談しやすい、誰かに相談できるというところの率をもう少し、たどり着けるという形になっていったらいいと思います。

### **(古平参事)**

ありがとうございます。まさにそうだと思っております。生成A Iを活用という話がありましたので、ぜひ、長谷川委員にも、その辺も含めて、何かご意見いただけたらと思います。

### **(長谷川委員)**

はい、よろしくお願いいたします。長谷川でございます。今ご質問がございましたので、少しお話をさせていただきたいと思います。

実はちょっと私も質問しようかなと思っていたのが、スライドの8ページで、受付が電話、Webフォームというのが、子どもの権利相談窓口であって、このWebフォームというのはどんなフォームなのかなと思っておりました。いわゆる悩みを聞いた上で、対面の相談につなげるようになっているのか、このWebフォームの中で回答だとかをやりとりするのかというのをお聞きしたいと思

います。

その理由はですね、ちょっと堅い話になって申し訳ないのですが、メラビアンの法則というのをお聞きになられたことはございますか。メラビアンの法則。これ、実はですね、視覚情報というのが大体人間がお話するときに概ね55%伝わるんですね。聴覚、私が今お話ししてるような言葉の抑揚ですね、これが大体38%。すなわち言語での情報というのは、7%しか伝わらないという先行研究があるんですね。例えば、女性が私に対して、「あなたなんかだ〜い嫌い」みたいなことを甘えた声と態度で言ってきたとします。でもその「大嫌い」は7%なんですね、伝わるのは。その声の抑揚だとか、甘えた表情で「大好き」が伝わってしまう。例えばの例ですよ。そうすると、大事な相談というのは、AIに任せていいのだろうかという疑問が生じると思うのです。対面で相手の表情や話し方を感じ取りながら行うことが大切ではないかと思ってしまう。確かにAIの活用は大事なんですけども、AIには、また別の問題もあります。ハルシネーションというんですけれども、若干、間違っただけを提示してしまうことがあります。

私個人の考えではあるのですが、大学の情報部門で、相談をWebでやったらどうだろうかというようなことが、以前勤めていた大学でもありました。今申し上げたような理由で、Webでできるのは、対面につなげるところまでで、重い相談というのはやはり対面でやった方がいいのではないかという考えを個人的には持っているので、ちょっとお聞きしました。以上でございます。

#### **(古平参事)**

はい。ありがとうございます。まさに、Webフォームは1回目の窓口なので、そこからつなげていく。もうこれは基本だと思っております。例えば身上の吐露で、こういう僕の思いを聞いてくださいという場合は終わりなんですけど、そこから相談したい、相談につなげていくというのは、まさにここのWebフォームです。電話で受けると夜いない場合がありますので、その場合、ワンクッションはさんで、こちらから電話ができます。対面につなげるということは私どもの考えと一緒にございます。はい、ありがとうございます。

#### **(川染委員)**

AIに関しては、お金の面やシステム面があるので、実現するには時間がかかると思います。結構すぐにできることを子どもの視点に立って考えてみました。

今、小学校で先生と面談するのは、親と先生、保護者と先生で、中学校になると生徒も入って3者面談というものがあります。面談というとちょっと硬いのですが、先生が対一でその子に向き合う時間です。何か問題があったら当然話すケースはあるのですが、みんなとちょっとずつ向き合う時間を意識的に取っているというケースはあまり聞いたことがありません。子どもにとって、忙しい先生に相談するのはものすごくハードルが高いですよ。自分のことで先生をつかまえて相談するなんて、ものすごいハードル高いことなので、それを1日5分でもいいから。例えば、先生が今日はこの子と5分。隙間時間を使って、子どもと向き合う時間を作る。それで全員と面談することで、子どもの背中を押してあげる、子どもが相談しやすい時間を作ってあげる。そうすると、他の子たちから見ても、あの子Aくんは相談に行ったよというのは別にわからないですよ。周りから見るとみんな相談しているから。お話トークみたいな感じで、5分ぐらい先生と子どもが「今日は〇〇ちゃんね」とお話をします。そうすれば、2か月ぐらいで多分クラス全員がちょっとずつ先生とお話できる。もちろん悩みごとがないときは、「今日何か楽しいことあった？」という感じで話してもいい。何かそういう風に対一で向き合う時間があるだけでも、何回かやるうちに子どもも話しやすくなってくるのかなと思いました。例えば、すぐできる対応として、あったらいいなと思ったので、述べさせていただきました。

#### **(古平参事)**

ありがとうございます。本間先生お願いします。

#### **(本間委員)**

関連してですけれども、かつていじめの問題が大きくクローズアップされた時期に、5年生を対象にして、スクールカウンセラーと全員が、時間を決めて面談をするというようなことをやった時期もありました。教員がベストだと思うのですが、そのような方法も考えられるのかなと思います。

対大人というところの接点を繋いでいくこともとても大事だと思いますが、子ども達はある程度権利について認識をしているので、あくまでも条例という

のは、権利が、子供たちがちゃんと活用できるように自覚できるようにサポートするものなんだよってというような、ざっくりとしたPRを教員の方からはしてもらおう。今まだ流れていると思うのですが、オンデマンドでいじめの研修を全教職員あるいは保護者を対象に行っていますけれども、そこでピアサポートの紹介がありました。

先日の田端小の研究発表会の教育相談関係のところでも3人での話し合いが有効というようなことがありました。時間の関係で大まかな話しかできませんけれども、子どもたちが最終的にはその権利を自覚して、自分たち同士でそれを守り合う、お互いを尊重し合うというところが最終目標だと思います。もちろん、生活困難とかそういったところについては子どもたちだけでは解決できないのですが、その権利に対する意識を高めるという点においては、今、川染委員からも話がありましたけど、時間の確保と場の提供というものをしてあげれば、子どもたちはそういったことを意識して取り組むことができると思うんですね。

実際に何かトラブルが起きたときに、そういう意識を持っていることと、手法を持っていれば自分たちで解決することができる。それをまた周りの大人が認識して見守っていく。そういう状態を作っていくことが大事だと思います。もちろん、それは学校が主になってやっていくことだと思いますが、これは道徳ですとかあるいは総合的な学習の時間ですとか、様々年間を通して活用すれば、大きな負担がプラスされるものだとは思いません。今現在も取り組んでいることだと思いますので、そういったような子ども自身の身を守るというよりも、子ども自身が自ら主体的に権利というものと向き合うような手だても大事ではないのかなと思っています。

#### **(古平参事)**

ありがとうございます。では、教育長お願いします。

#### **(福田教育長)**

先ほど本間委員がお話しされた5年生のスクールカウンセラーとの全員面接は、これは今でも毎年行っており、義務になっております。担任がそれぞれクラスで個別に面接を実施することは、学級経営の問題であり、また校長の学校経営方針でぜひやろうというところもあるかもしれませんが、そこは自由裁量で

す。都のスクールカウンセラーが5年生に実施する全員面接は、5月31日までに実施しなければならないという義務になっております。これは追記です。

そして、古平参事がこの後に投げかける11の大切な権利にどこが欠けているのかというところに持っていきたいなと思っております。我々、教育委員さんはすごく勉強家で、事前にもらった資料を皆読み込んできていますので、その前の質問でなかなかスケジュール通りいかなくて申し訳ないです。後の宿題として我々は受けたいと思いますので、ちょっとこの後の流れに関しては一任したいなと思います。以上です。

### **(古平参事)**

はい。簡潔にありがとうございます。

もうちょっと本当は聞きたかったんですけども。これを踏まえてですね、これ以外のことも含めていただいて結構ですので、子どもの権利が保障されるために、北区の教育としてできることをお伺いしたいと思います。

宮川委員から、ぜひお願いできればと思います。

### **(宮川委員)**

北区は大変事細かにというか、細かなところまでいろいろとこだわりながら、子どもたちの権利が保障されるために、取り組みをしていると思います。

今、AIですとかDXがいろいろなところで、教育環境にも大変入り込んでいますけれど、やはり時として、人と人の関わりが大変重要になってくる場面もたくさんあります。そこも忘れずに、必ずそこと繋ぎ合わせてというか、連携をしていくことが、子どもたちにとっても、教育環境にとっても大事になってくるのではないかというのが私の考えです。

私が子ども3人を40年前に子育てした頃は、学校の先生たちは、一人一人のお子さんたちに対して、うちの息子もそうだったのですが、悩んでいるときには、担任の先生の他にも保健室の先生、養護教諭の先生、副校長先生、校長先生と、いろいろな先生たちが、その子どもの悩みを聞いてくださったりして、大変親としても助かりました。

また、単に先生と親の繋がりということではなくて、やはり地域の方の助けも大変ありましたし、PTA関係の方の手助けも大変ありましたので、やはりその

ところは、今も変わらないと思います。困っているお子さんたちの相談ということになれば、周りにいる大人たちがみんなで見えあげるとというのが、本来の姿ではないかなと思います。そういう繋がりや連携ができるような体制を、様々な角度から作っていくことが大事ではないかと思います。以上です。ありがとうございます。

#### **(古平参事)**

ありがとうございます。繋がりですね。やっぱりね。なかなか最近は、人と人との繋がり希薄化というところがありますので、そこからのアプローチというのもあるのかなと思っております。ありがとうございます。

#### **(長谷川委員)**

長谷川でございます。教育としてできることですが、今データを見ますと、「権利擁護委員について知っていますか」という質問に対して、「知らない」と答えた中学生が59%、小学生だと47%。小学生の方が知っているということですね。これはおそらく、授業でやっているからだと思うのです。

ですから、やはり子どもに周知するという意味からすると、学校といかに協力して学校の中の特別活動か何かで1時間、時間を割いてもらって、すべての学校でこういうことをやっていただく。こういう活動をしていただくということが大事だと思います。

あと、検証していかなければならないので、どういう手だてを打ったときが一番周知されているのかとか、その後のデータの取り方ですね。どういう仕掛けをしたときに、どうデータが変わるのかということも含めて、アンケートや評価のデザインをしていくと良いと思いました。以上でございます。

#### **(古平参事)**

ありがとうございます。データの取り方は本当に、それが反映していくものですから、教育委員会と密に連携しながらやればと思っております。

それと、今、長谷川委員がおっしゃられたとおり、学校の授業でやっているのはね、1つ。子どもたちのニーズとしてもやはりあったというところは、重くとらえて、これも教育委員会と連携しながら進めていければと思っております。

はい。お願いします。

**(本間委員)**

今日は、権利のことについての話でしたけれども、子どもたちには、権利と義務は表裏一体のものだということは、言わずもがなですが、押さえておきたいなと思っております。

**(古平参事)**

はい。ありがとうございます。ごくごく、基本中の基本ですけれども、やはりそこも踏まえてというところ。その義務というのは、やはり権利を尊重し合うというところにも繋がってくるのかなと思っております。

高橋委員いかがでしょうか。

**(高橋委員)**

小学校5年のアンケート結果で、「相談できる人がいない」というのが3割でしたよね。自分、小学校の頃考えてみると、仲のいい友達、親友みたいな友達同士で、皆さん色々な悩みを解決してきたと思うのです。なので、最近の子どもたちというか、この10年、20年、そういった相談できるお友達や親友みたいなお友達が皆さんいないのではないか、というのをつくづく感じます。

大人になって、「お友達がいらないだよ」という言葉をよく耳にします。なので、まして小学校5年生の時期というのは、大事な時期というか、チャムシップですかね。親友とか作る大事な時期だったと思うので、そういう時期に、やはり相談できるお友達がいらないというのは、その後の成長過程でも色々な影響が出るのかなと思います。何かそういったね、親友をつくれるような学校環境があればいいのかなと思いました。はい。

あと、そうですね。各学校の授業で、これを取り入れてもらいたいなと思います。例えば、私も障害者の権利について講演したりすることがあるので、障害者権利と合わせて一緒に、子どもたちに講演を無償でできたらいいのかなと思っております。いつも言っておりますけれども、私は社会貢献としていつもやっておりますのでね。喜んで、各学校を回りたいと思っておりますのでね、私をお使いください。よろしく申し上げます。以上です。

### **(古平参事)**

ありがとうございます。ぜひ、セットでも含めてですね。これは教育委員会と連携しながら、どういうやり方が一番いいのかも含めて、ぜひ、高橋委員のお力もお借りしながら進めていければと思います。

### **(福田教育長)**

1枚前のスライドを出してもらってもいいですか。

この11の権利の中で一番気になるのは、「プライバシーが大事にされること」という権利です。今、生成AIで色々な画像を流しているというのがすごく気になっています。

そういう中で、先ほど本間委員が、権利があるから義務があるとおっしゃっていました。つまり、義務ということは、この権利を守らなくてはいけないということ。自分でやってはいけないことと、やっていいことをはっきりしないといけない。というところで、やはり北区の強みとしては、スクールロイヤーの青木先生がいることが大きいと思うのですよね。

ですから、特にこの生成AI。北区では生成AIのガイドラインを作っております。23区の中で、多分北区だけだと思います。

でも、加害者になってしまうような場合もあり得るので、そういう意味では、義務の方にも力を入れて、スクールロイヤーさんに対応していく。14歳になったら刑事罰、民事罰、賠償命令も出ますので、そういうところもこれからは考えていかなければならないと、皆さんの委員の方々の意見を聞いて思いました。以上です。

### **(古平参事)**

ありがとうございます。スクールロイヤーは、今年度から稼働し始めて、非常に評判がいいということは、子ども未来部にも伝わってきております。やはり、この子どもの権利という意味では、もともとは教育委員会の中に子ども未来部と教育振興部がありましたので、この関係は今、子ども未来部が区長部局になり分かれてしまいましたけれども、連携をより密に深めていく必要があると今改めて、担当としては思ったというところになります。

### **(川染委員)**

もう本当に一言だけ。私も北区は、ツールだとか、いろいろ先行してやっているところがありますので、ぜひデジタルシチズンシップじゃないですけど、どんどん前向きに活用して行って欲しいです。AIもうまく活用して、やはり最後は人だということではもう皆さん共通していますので、そこは大事にしていきたいと思います。はい、ぜひよろしくお願いします。

### **(古平参事)**

ありがとうございます。委員の皆様から非常に多くのご意見をいただき、ありがとうございます。私どももこれからの進め方で参考になること、そしてまた教育委員会も多分参考になることがあったと思います。まして、私どもと、教育委員会と、区長部局と一緒に進めていかなければならないことがたくさんあるということも認識しました。ありがとうございます。

それではここで、区長に感想も含めてのまとめということで、お願いできればと思います。

### **(やまだ区長)**

改めまして皆様、貴重なご意見、それから率直なご意見を、それぞれのお立場で、視点や角度が少しずつ違うなということを感じさせていただき、大変勉強になりました。ありがとうございました。

皆様のご意見を伺いながら、区として、また教育委員会と区長部局が両方で進めていく必要というのは、子どもたちの現場だけではなくて、庁内で子どもたちの権利や意見を取り入れていく仕組みをまず作り、それを運用していかなければならないということを実感しました。

そして、権利や相談のご意見を多くいただきました。相談のレベルに行く前の段階、予防的なところで、「何でも話せる」「何でも聞いてもらえる」といった環境を区全体で整え、気がついたら話したというような雰囲気を作りたいです。相談になる前の、そういう共有するような場面に意識しなくても区全体でなっている。子どもに限らず大人も含めて、「何でも話しやすいよね」「気がついたら、何か繋がってたよね」というような雰囲気を作っていきたいと皆様のご意見を伺いながら感じました。

その際には、手法・ツールとして、テクノロジーも最大限活用すべきだと個人

的には感じております。今回、教育長、それから教育振興部長をはじめ皆さんの力で、教育委員会がICT関連の賞を受賞しました。全国の中でも指折りの賞を受賞して、2月に授賞式があります。教育委員会はそういった取り組みをすごく熱心にやっておりますので、そのようなことも区内にどんどん発信をして、ご意見をいただきながら活用してもらえよう、ブラッシュアップを私たちもしていきたいなと思っております。引き続き、流動的な取り組みになると思いますけども、ぜひ皆様からの、ご意見、アドバイスいただければと思います。本当に、楽しいお時間でした。勉強になりました。ありがとうございました。

**(古平参事)**

ありがとうございました。それでは、政策経営部長にお返しします。

## 4. 閉会

**(藤野部長)**

委員の皆様ありがとうございました。本日予定しておりました会議事項はこれで終了となりますけれども、その他、特に委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

はい。それでは以上をもちまして第2回北区総合教育会議を閉会とさせていただきます。委員の皆様本日はどうもありがとうございました。

**(教育委員)**

ありがとうございました。

(11時46分 閉会)